

【減免申請②(教育課程に基づく教育活動)】

「入山手数料」の減免申請書

静岡県知事 様

申請日		令和 年 月 日
申請者	住所	〒
	学校名	
	代表者 職氏名	

次のとおり申請します。

区 分		内 容
入山（予定）日		令和 年 月 日
入山手数料の額・人数		円 (4,000 円× 人)
免除を受けようとする額・人数		円 (4,000 円× 人)
	内訳	児童・生徒 (人) 引率者 (人)
	(学年等)	
分類		① 小学校 ② 中学校 ③ 高等学校 ④ 義務教育学校 ⑤ 中等教育学校 ⑥ 特別支援学校 (幼稚部除く) ⑦ 高等専門学校
登山行程	入山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口
	下山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口 ④ 吉田口
	入山（予定）時刻	① 3:00～14:00 ② 14:00～3:00 (山小屋名：)
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
備考		<input type="checkbox"/> 下見を希望する (予定日： 月 日、人数： 人)

【添付書類】 次の書類を添付してください。

- ・教育課程に基づく教育活動であることが分かる書類 (シラバス、しおり等)
- ・行事概要 (目的、登山行程、参加人数等) が分かる書類

(裏面あり)

併せて、次の事項について、誓約します。(全てチェック☑を入れてください)

入山前に、入山する者全員が、静岡県が指定する方法にて富士登山における事前学習を必ず実施します。	<input type="checkbox"/>
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	<input type="checkbox"/>
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	<input type="checkbox"/>

※原則として入山日より2週間前までに到達させてください。

※申請書の内容に不備があった場合、御連絡させていただくことがあります。

※審査結果は後日改めて御連絡いたします。

【減免申請②(教育課程に基づく教育活動)】

【記載例】

「入山手数料」の減免申請書

静岡県知事 様

申請日	令和 8年 7月 10日
申請者	住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
	学校名 静岡県立静岡中学校
	代表者職氏名 学校長 静岡 太郎

次のとおり申請します。

申請者は各教育機関の長としてください

区分	内容	
入山(予定)日	令和 8年 7月 30日	
入山手数料の額・人数	140,000円 (4,000円× 35人)	金額・人数は 同じ内容を記載
免除を受けようとする額・人数	140,000円 (4,000円× 35人)	
内訳 (学年等)	児童・生徒(30人) 引率者(5人)	
	5年生(30人)	
登山行程	分類	① 小学校 ② 中学校 ③ 高等学校 ④ 義務教育学校 ⑤ 中等教育学校 ⑥ 特別支援学校(幼稚部除く) ⑦ 高等専門学校
	入山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口
	下山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口 ④ 吉田口
	入山(予定)時刻	① 3:00~14:00 ② 14:00~3:00 (山小屋名:)
担当者連絡先	氏名	静岡 花子
	電話番号	054-221-3746
	FAX	054-221-3757
	E-mail	sekai@pref.shizuoka.lg.jp
備考	<input checked="" type="checkbox"/> 下見を希望する(予定日: 7月 25日、人数: 2人)	

・学校の事務担当者の連絡先を記載してください。
 ・安全対策のために計画している事前の教員等による下見について入山料の免除を希望する場合は、チェック☑を入れてください。(原則1回限り)

【添付書類】 次の書類を添付してください。

- ・教育課程に基づく教育活動であることが分かる書類(シラバス、しおり等)
- ・行事概要(目的、登山行程、参加人数等)が分かる書類

(裏面あり)

併せて、次の事項について、誓約します。(全てチェック☑を入れてください)

入山前に、入山する者全員が、静岡県が指定する方法にて富士登山における事前学習を必ず実施します。	<input checked="" type="checkbox"/>
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	<input checked="" type="checkbox"/>
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	<input checked="" type="checkbox"/>

※原則として入山日より2週間前までに到達させてください。

※申請書の内容に不備があった場合、御連絡させていただくことがあります。

※審査結果は後日改めて御連絡いたします。